

# 医療安全管理指針

この指針は、「患者本位の安全で質の高い医療」を提供することを目的とした病院の基本方針に基づき、医療安全のシステムを構築するための基本的事項を示すものである。

## 医療安全管理に関する基本的な考え方

1. 医療に携わっている職員の一人ひとりが、常に患者の生命を預かっていることに対して深い認識を持ち、患者最優先で医療に従事すること。
2. 「人間は間違いをおかすもの」という観点に立ち、エラーが起きにくい仕組み、エラーが起きても大きな事故につながりにくい仕組みを作り、「安全のシステム化」を図ること。
3. 医療事故を分析し、未然防止・再発防止に活用すること。
4. 患者・家族とのコミュニケーションにより、医療情報の共有化を図ること、県民への説明責任を果たすことができるよう医療に対する透明性を確保すること。
5. 患者の安全を最優先に考える医療として、「隠さない、ごまかさない、逃げない」を基本として安全文化を醸成して各職場に定着させていくこと。
6. 医療関連感染症の発生を医療事故の一部と捉える立場から、院内の感染管理についても、医療安全管理と共通の基本理念に基づくものとする。
7. これらの取り組みを組織的に行うこと。また、地域の医療機関と連携し取り組みを推進すること。